大阪市告示第1535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和８年11月18日

大阪市長　　横　山　英　幸

路　線　名	区　　間	供用廃止の期日
旭区第1907号線	旭区大宮４丁目23番の５地から 同区同　　23番の５地まで	告　示　の　日

（建設局総務部管財課）